

令和7年7月農業委員会総会議事録

令和7年7月24日午後3時00分、令和7年7月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 23名

1番 平井 秀樹 委員	3番 佐藤 修司 委員	4番 前田 優考 委員
5番 福士 章逸 委員	6番 金田 公隆 委員	7番 工藤 堅 委員
8番 尾馬 雅之 委員	9番 藤田 善明 委員	10番 小林 政貴 委員
11番 木村 芳文 委員	12番 町田 高司 委員	13番 戸澤 幸彦 委員
15番 田村眞裕美 委員	16番 岩谷 裕子 委員	17番 成田 肇 委員
18番 小田切 葵 委員	19番 挙森 弘義 委員	20番 高橋 貴志 委員
21番 小田桐武志 委員	22番 種澤 達也 委員	23番 嶋口 千速 委員
25番 小嶋 勇成 委員	26番 川村 陽彦 委員	

欠席委員 2名

14番 石岀 人志 委員	24番 石岡千鶴子 委員
--------------	--------------

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室主幹	野呂 貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

- 議案第88号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第89号 農地転用許可に係る意見について
議案第90号 農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第91号 地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について
議案第92号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第93号 地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について
- 報告第25号 農地法第3条の許可取消について
報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第27号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第28号 非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和7年7月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

本日は、米沢昇司推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお願ひします。

それでは、総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。

欠席の通告がありました。14番、石岡人志委員。また、24番の石岡千鶴子委員は来ると思います。ただいまの出席者数は23名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。15番田村眞裕美委員、16番岩谷裕子委員、17番成田毅委員、以上3委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第88号を議題といたします。議案第88号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第88号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件13,611m²、畑17件57,648m²、合計20件71,259m²であります。また、使用収益権関係では、田9件59,343m²、畑8件45,872m²、合計17件105,215m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る7月10日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小田桐武志副委員長、対馬雅之委員、藤田善明委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。4ページをお開きください。所有権関係、受付番号75番について申し上げます。譲受人は、自動車整備業を営んでおりますが、以前から農業をやりたいと考えていたところ、今回農地を取得する見通しがたつことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導のもと、トマトととうもろこしを耕作するとのことから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。8ページをお開きください。所有権関係、受付番号86番について申し上げます。譲受人は現在、青果会社に勤務しておりますが、実家が農家であり、野菜栽培の一連の作業に携わった経験があります。今回、自宅の隣の農地を取得する見通しがたつことから、今後は自身で栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べてきました。今

調査委員長	後は知人の指導のもと、自家消費用の野菜を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。9ページをお開きください。所有権関係、受付番号89番について申し上げます。譲受人は、建設会社に勤務しておりますが、農家出身であり、以前から自身で農業をやりたいと考えていたところ、今回、自宅の隣の農地を取得する見通しがたったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導のもと、自家消費用の野菜を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。10ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号75番について申し上げます。借受人は、実家が農家であり、農協に勤めておりますが、父が病気になり、一人で農業を続けられなくなつたため、自分で農地を引き継ぐこととなり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父と一緒にりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。11ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号79番について申し上げます。借受人は、長野県の営農大学校を卒業した後、農園に就農し、りんごの栽培に携わりました。その後、中国でりんご輸出の仕事をしている中で、青森県のりんごの品質の高さに感銘を受け、自らりんご農家になることを決心し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導のもと、りんご栽培をすることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。12ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号81番について申し上げます。借受人は、3年程前から貸付人の所有する農地でりんご栽培の一連の作業を手伝っておりましたが、今後は自分で栽培をしたいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、母と貸付人の指導のもと、りんご栽培をすることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第88号について御審議願います。御質問等ございませんか。
小嶋勇成委員	質問してよろしいですか。はい、25番小嶋です。使用収益権関係75番の案件についてちょっと聞きたいんですけども、これ私の隣の園地なんですよ。まだ1回も草刈ってない。薬剤散布何回すんだべな。7月いっぱい薬かけなければあとかけない状態で、せん定すれば下さ全部すべこさまとめておく訳さ。去年の秋は私の隣さ木転んで、ちょっとそれも私始末した訳よ。本人身体悪いのはわかってるんだけども、そこら辺ちょっと、何とか許可さ反対だんねえんだ。一言なんか添えでやってければ助かるなと思って。これ返答いらないので、そういうふうに何とかして欲しい。本人曰く、伐採の方さ向かうんだと思うんだけども、伐採するんだば早くきれいに、隣さ迷惑かけねえった状態でやって欲しいな、そういうことですんで、何とかお願ひします。
主幹兼農地調整係長	はい、わかりました。
議長	ほかに御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第88号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)

議長	異議ないものと認め、議案第 88 号については、許可することに決定いたします。次に、議案第 89 号を議題といたします。議案第 89 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 89 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件 346 m ² 、畑 1 件 233 m ² 、合計 3 件 579 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
川村調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 2 番は、住宅の敷地を拡張するものであり、農地区分も第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 3 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置する住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 89 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 89 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 89 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 90 号を議題といたします。議案第 90 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	23 ページをお開き願います。議案第 90 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が畑 3 件 1,835 m ² であります。また、使用収益権関係では、畑 3 件 4,482 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長	事前調査会の報告をお願いします。
川村調査副委員長	<p>はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 2 番は、駐車場で、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。所有権関係、受付番号 3 番は、普通住宅 1 棟及び車庫で、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。所有権関係、受付番号 4 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置する住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。26 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 2 番の 1 筆目は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。また、2 筆目は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。使用収益権関係、受付番号 3 番および 4 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。</p>
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 90 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 90 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議ないものと認め、議案第 90 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 91 号を議題といたします。議案第 91 号は「地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>27 ページをお開き願います。議案第 91 号は、「地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。提案理由は、認定農業者より、農地法施行規則第 29 条第 4 号に規定される農地転用許可を不要とする特例に該当するか否かの検討を求める申出書が提出されたことから、特例に該当するかを判断し、県知事に本会の判断の適否について意見を聴きたいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 5,950 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。</p>
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	<p>はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申出にかかる転用計画が周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられ、計画内容も適正で</p>

小田桐調査副委員長 あるとの意見があつたことを報告します。29 ページをお開きください。調査会では、申出書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、認定農業者が、地域計画の区域内の農地へ、精米所、農業用資材置き場及び農業用重機置き場を設置するものです。設置予定地は、主要地方道に面しており、排水勾配を取ることにより、雨水や排水は道路側溝に放流するため、付近への雨水の流出の被害はありません。また、関係機関へ周辺農地への影響に対する意見を聴いたところ、意見なしのことでした。これらのことから、農地転用許可不要特例に該当すると判断しました。以上報告します。

議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議 長 それでは、議案第 91 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第 91 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第 91 号は農地転用許可不要特例が適用されることに決定し、県知事に本会の判断の適否について意見を聞くものとします。

次に、議案第 92 号を議題といたします。議案第 92 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 31 ページをお開き願います。議案第 92 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 6,954 m²、畑 16 件 64,930 m²、合計 19 件 71,884 m²であります。また、使用収益権関係が、田 2 件 6,478 m²、畑 2 件 10,536 m²、合計 4 件 17,014 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長 33 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 25 番から 37 ページ受付番号 43 番及び 38 ページ使用収益権関係、受付番号 30 番から 40 ページ受付番号 33 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。39 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 31 番から 40 ページ受付番号 33 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、議案第 92 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長	議案第 92 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 92 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 93 号を議題といたします。議案第 93 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	41 ページをお開き願います。議案第 93 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく地域計画の変更について、同条第 6 項の規定に基づき市長より意見を求められたため、また、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の目標地図の素案の作成について、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき本会で決定したいため、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が 2 件 244 m ² 、地域計画への位置付けの申し出が 2 件 1,769 m ² であります。また、目標地図に位置づけられる者の変更が 66 件であります。45 ページをお開き願います。目標地図に位置づけられる者の変更については今回初めての審議となりますのでご説明します。国の補助事業を活用するため、現在目標地図に位置づけられている者の氏名等を補助事業活用者に変更するものであり、表の左から 2 つ目が変更する農地の地番、その右の「変更前」が現在位置づけられている者の氏名、住所であります。「今後検討等」や「意向不明」等となっているものは、耕作者が未定や経営意向調査の未回答などにより、位置づけられている者が決まっていない農地であります。その右の「変更後」が補助事業活用者であり、今回の変更により目標地図に位置づける者の氏名及び住所を記載しております。目標地図に位置づけられる者の変更についての説明は以上であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、そのほかの説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	事前調査会では、市で策定した地域計画からの除外、地域計画に編入する農地、及び目標地図に位置づけられる者の変更について検討をいたしました。今回地域計画より除外する 2 件、244 m ² の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、地域計画への編入の申し出があった 2 件 1,769 m ² の農地及び目標地図に位置づけられる者が変更となる農地 66 件は、補助事業を活用するため、地域計画に位置づける必要、及び位置づけられる者を変更する必要があることから、地域計画の変更及び目標地図の素案の作成は妥当であると判断いたしました。以上であります。
議長	それでは、議案第 93 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 93 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 93 号は地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について、異議ないものと決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第 25 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	51 ページをお開き願います。報告第 25 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畠 1 件 3,087 m ² であります。なお、取消理由につきましては、53 ページの取消理由欄に記載のとおりであります。当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。
議長	報告第 25 号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	次に、報告第 26 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	55 ページをお開き願います。報告第 26 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 63,744 m ² 、畠 17 件 164,284.30 m ² 、合計 27 件 228,028.30 m ² であります。なお、届出理由につきましては、57 ページから 60 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 26 号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	次に、報告第 27 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	61 ページをお開き願います。報告第 27 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 14,137 m ² 、畠 1 件 10,139 m ² 、合計 5 件 24,276 m ² であります。なお、解約理由につきましては、63 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 27 号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	次に、報告第 28 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	65 ページをお開き願います。報告第 28 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 1 筆 57 m ² 、畠 4 筆 17,713 m ² 、合計 5 筆 17,770 m ² であります。以上であります。
議長	報告第 28 号について、御質問等ございませんか。 (なし)
議長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 15 時 42 分〕